

第2 住宅借入金(取得)等特別控除の変遷

居住の用に供した日	各年分の税額控除額 (注)1,2	所得要件	床面積要件	
			新築等	増改築等
平成10年1月1日から 平成10年12月31日まで	<p>A 一般の家屋の取得等</p> <p>a 1年目から3年目まで</p> <p>イ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下の場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\%$</p> <p>ロ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% + 10\text{万円}$</p> <p>ハ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超える場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 20\text{万円}$</p> <p>b 4年目から6年目まで</p> <p>イ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下の場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$</p> <p>ロ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超える場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 10\text{万円}$</p> <p>B 阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等 1年目から6年目まで</p> <p>イ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下の場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\%$</p> <p>ロ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% + 10\text{万円}$</p> <p>ハ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超える場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 20\text{万円}$</p>	3,000万円 以下	50㎡ 以上 240㎡ 以下	50㎡以上

居住の用に供した日	各年分の税額控除額 (注)1,2	所得要件	床面積要件	
			新築等	増改築等
平成 11 年 1 月 1 日から 平成 13 年 6 月 30 日まで	A 1 年目から 6 年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高 5,000 万円) B 7 年目から 11 年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.75\%$ (最高 5,000 万円) C 12 年目から 15 年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高 5,000 万円) (注)3,4,5	3,000 万円 以下	50 m ² 以上	
平成 13 年 7 月 1 日から 平成 15 年 12 月 31 日まで	1 年目から 10 年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高 5,000 万円) (注)3,5			

- (注) 1 居住の用に供した年を「1 年目」と表示している。
- 2 控除額の 100 円未満の端数は切り捨てる。
- 3 平成 11 年 1 月 1 日以後に新築等した家屋を居住の用に供した者の「住宅借入金等の年末残高の合計額」には、家屋とともにした敷地等の取得に係る一定の借入金又は債務の年末残高も含まれる。
- 4 平成 11 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に居住の用に供した者は、「平成 9 年 1 月 1 日から平成 10 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合の算式 A」によって控除額を計算することができる(「経過措置の計算方法」)。
- 5 平成 11 年 1 月 1 日以後にした家屋の取得等が「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等」である者は、「平成 10 年 1 月 1 日から平成 10 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合の算式 B」によって控除額を計算することができる(「特例の計算方法」)(控除期間は 6 年間、「住宅借入金等の年末残高の合計額」は最高 3,000 万円となる。)